

公園・緑地再配置等検討業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

公園・緑地再配置等検討業務

(2) 業務の目的

本市では、河川公園をはじめ、スポーツ公園、児童遊園地等を整備し、管理運営を行っているが、都市計画区域が無く、都市公園法に基づく都市公園が無い状況である。公園・緑地(以下「公園等」という。)の整備は、子育てや防災等の観点から市民ニーズが高く、安全で快適な住環境の整備と都市としての魅力向上を図るためには、公園等の管理体制を整備し、適切な維持管理に努めるとともに、既存の公園等の有効活用や地域特性に合った都市公園を計画的に整備していくことが求められる。

本業務では、市全体の公園等の現況や課題を整理するとともに、整備候補ゾーンや既存公園等の再編案等を検討し、瀬戸内市都市計画マスタープラン(案)に示した将来都市像や各方針を踏まえた「公園・緑地再配置等方針(案)」を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

公園・緑地再配置等検討業務仕様書のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

2. 提案上限額

8,800,000円(税込み)を限度とし、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。また、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「提案者となろうとする者」という。)は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 令和7年度瀬戸内市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント関係)に「都市計画及び地方計画部門」で登載されている者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの登録(都市計画及び地方計画部門)があること。
- (3) 本プロポーザル実施の公告日から候補者選定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去10年間で同種又は類似業務の実績を有すること。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

5. 受注候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を公園・緑地再配置等検討業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

審査にあたっては、当該業者から提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査基準及び審査方法は下記9のとおりとする。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書(様式4)により、Eメールにて提出すること。

※Eメールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

(2) 提出期限

令和7年8月25日(月)16時00分まで(必着)

※期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市 産業建設部建築住宅課 都市計画準備室

kenchiku@city.setouchi.lg.jp

(4) 回答日

令和7年8月29日(金)

(5) 回答方法

市ホームページに掲載し、回答するものとする。

7. 参加申込

(1) 申込方法

次に掲げる書類に返信用封筒(110円切手貼付け)を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書等の写し

ウ 4. 参加資格(4)に該当していることが確認できる書類(様式自由)

(2)参加申込書受付締切

令和7年9月2日(火)16時00分(必着)

(3)申込場所

瀬戸内市 産業建設部建築住宅課 都市計画準備室

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(4)参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書(様式2)により通知するものとする。

8. 企画提案書作成方法

(1)提出書類の名称

公園・緑地再配置等検討業務企画提案書

(2)企画提案書様式・制限枚数

・A4版縦、両面カラー印刷、20ページ以内、下部中央にページ番号を付し、長辺をホチキス2ヶ所で綴じること。(資料の都合上、部分的にA3を使用する必要がある場合は、片袖折にして綴じ込むこと。)

・表紙及び目次を付すこと。

・企画提案書の作成は、業務仕様書に掲げる各業務に加え、次の事項を記載するものとする。なお、作成にあたっては、瀬戸内市国土利用計画(令和5年3月策定)及び瀬戸内市都市計画マスタープラン(案)(令和7年3月作成)、公園等実態調査調査結果(令和3年3月)を参照すること。

ア 市の公園の現状と背景

イ 公園等の整備候補ゾーン、既存公園等の再編案を整理するための検討手法(検討プロセス、検討に用いるデータや基準等を含む)の提案

ウ 方針(素案)を作成する上で、特に重視する視点等に関する提案

エ 本業務で実施する独自の取組に関する提案

(3)提出部数

① 企画提案書提出届(様式5) 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 10部

ア 会社概要(様式6)

イ 職員の概要(様式7)

ウ 同種又は類似業務実績調書(様式8)

エ 担当技術者調書(様式9)

オ 主任技術者の経歴及び実績等調書(様式10)

カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式11)

キ 再委託調書(様式12)(再委託する場合のみ)

ク 工程表(様式13)

ケ 企画提案書(任意様式)

コ 参考見積書(任意様式)

※②の書類は記載の順に綴じること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和7年9月12日(金)16時00分(必着)

(6) 提出先

瀬戸内市 産業建設部建築住宅課 都市計画準備室

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(7) その他

- ・原則として、企画提案書は1者1提案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書について、(2)アからエまでに示す審査方法に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は(4)の候補者選定手順で示す候補者の選定手順に基づき最も優れた提案を選定するものとする。ただし、提案者が多数となった場合は、審査委員会の書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者を選考するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは対面方式により以下のとおり実施する。

ア 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、質疑応答を10分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は3名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

エ その他

上記8(3)に定められた企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザル審査は、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績・実施体制	20/100点
イ 企画提案の内容	60/100点
ウ 参考見積価格	20/100点

(4) 候補者選定手順

候補者は、各審査委員の評価点を加算し、その合計点が最も高い者を審査委員会の合議の上、特定する。この場合において、合計点が最も高い者が2者あるときは、審査委員会が採決して決定する。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書(様式3)により通知するものとする。

10. 日程

公示	令和7年8月12日(火)
質問受付締切	令和7年8月25日(月)16時
質問回答期限	令和7年8月29日(金)
参加申込書受付締切	令和7年9月2日(火)16時
参加資格の審査・審査結果の通知	令和7年9月5日(金)
企画提案書等提出締切	令和7年9月12日(金)16時
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年9月19日(金)
結果通知の送付	令和7年9月25日(木)
契約締結	令和7年10月上旬
業務開始	業務委託契約の日

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 8. 企画提案書作成方法及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限額(税込み)を超過したもの。

12. 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、選定された者は、上記協議の結果を反映した見積書を改めて提出するものとする。

13. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(市作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

14. 担当部署(提出・問合せ先)

瀬戸内市 産業建設部建築住宅課 都市計画準備室

担当：松井、糸山

瀬戸内市邑久町尾張300番地 1

TEL：0869-24-7320

E-mail：kenchiku@city.setouchi.lg.jp